

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年11月14日開催 日本証券業協会]

1. 10月G20財務トラックの成果物について

- 10月12日から13日にかけて、モロッコのマラケシュにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主なポイントをご紹介します。
- ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回のG20会合では、「暗号資産に関するG20ロードマップ」が採択された。今後は、①FSBが7月に最終化した規制・監督枠組みに関するハイレベル勧告等の実施、②非G20メンバー国へのアウトリーチ、③国際的な協調・協力・情報共有、④データギャップへの対処を行っていくことになる。また、暗号資産に関するFATFの継続中の作業及びFATF基準の実施への支持も示された。
- ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
- ・ その他の金融セクターの課題については、クロスボーダー送金及び気候開示に関するFSBの進捗報告書等が歓迎された。
- 2023年12月より、ブラジルがG20議長国を務める予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

2. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリング方針について

- FDに関するモニタリングについては、2022事務年度と同様、リスク性金融商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額等を基に重点モニタリング先を抽出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」）等を踏まえ、金融商品の組成・販売会社を中心に、リスク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点として、リスクベースで実施する。

○ 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険や新興国通貨建債券を含む外貨建債券等について、組成・販売各社において、

- ・ リスク・リターン、コスト等の妥当性を検証した上で、組成・販売しているか
- ・ 組成・販売に当たり、想定顧客層の特定はできているか
- ・ 顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができる態勢が構築できているか

といった点を検証していく。

○ 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

○ また、仕組債についても、「仕組債の販売勧誘に関するガイドライン」をミニマムスタンダードとして、特に、「原則」に基づく対応ができているかについて検証していく。

○ このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みについても、実態把握・検証を進めていく。

○ 経営陣におかれては、申し上げた点を持ち帰って頂き、必要に応じ、先んじた検証や取組改善をお願いしたい。

○ 重点モニタリング先となった金融機関におかれては、双方向の議論の中で、「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

3. フィッシング対策の強化等について

○ 昨今、フィッシングによるものと見られる不正送金被害が多発している。当庁及び警察庁より8月8日に注意喚起を公表した時点では、令和5年上半期におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数は過去最多の2,322件、被害総額も約30億円と、年間の被害額と比較しても過去最多に迫る状況であった。また、預

金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について

(<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230919001.html>)。』

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

4. 中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃について

- 9月27日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターから、中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃に関する注意喚起が発出された。
- この注意喚起では、BlackTech の手法への具体的な対処方法が推奨されているが、推奨されている対処方法は、BlackTech に限らず、一般的に有効な対策である。

5. 経済安全保障推進法の施行について

- 経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」について、来年春頃の運用開始を予定しており、それに向けて^{※1}、10月4日、特定社会基盤事業者の指定基準に該当すると見込まれる事業者名を公表^{※2}した。

※1 施行期日（10月24日閣議決定、10月27日公布）

11月1日 特定社会基盤事業者の指定に関わる規定（法附則第1条第3号関係）

※特定社会基盤事業者が指定を受けた日から6月間の経過措置期間あり

11月17日 特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入・維持管理等の委託
を行う場合の届出に関わる規定（法附則第1条第4号関係）

※2 10月4日公表時点で指定基準を満たしており、指定対象となることが想定される事業者

- 今後、対象事業者に対して指定の通知を行うとともに、事業者名等の公示を行う予定である。
- また、近日中に、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入や維持管理等の委託を行う場合の届出事項等を定める主務省令の公布や、基幹インフラ制度の円滑な運用開始に資するよう金融分野における Q&A の公表も予定している。
- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始前後に導入等の案件が想定される金融機関におかれては、早めにご相談いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

6. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートへの対応について

- マネロン等リスク管理態勢の整備については、2024年3月末の態勢整備期限に向けて、取組を進めていただいていると承知している。
- 期限まで残り半年を切る中、マネロンガイドラインに記載の「対応が求められる事項」の全項目について適切に対応いただくよう改めてお願いしたい。
- また、先般発出した、各社の9月末時点の進捗状況の確認を目的とする半期フォローアップアンケートについては、11月末を提出期限としているので、引き続き回答へのご協力をお願いしたい。
- 経営陣におかれては、期限までに確実に作業が完了できるよう、今後の作業ボリュームを把握の上、必要な人材の配置や対応スケジュールを策定するなど、引き続き着実に取り組みを進めていただきたい。
- その上で、これまでに整備した管理態勢については、継続的検証等により、その実効性や効率性を高めていくことが重要である。FATF 第5次審査も見据

えつつ、各社の取組を進めていただきたい。

7. 資産運用立国について

- 10月4日、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置された。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。
- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
 - ① 資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
 - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表、
 - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備
 - ② 資産運用業への新規参入と競争の促進として、
 - ・ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正、
 - ・ バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和、
 - ・ 資産運用会社の新規参入を促進するためのプログラム（日本版EMP）の整備
 - ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、金融・資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。
- 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

8. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」について

- 2023年11月2日、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期すとともに、生産性向上などの供給力強化により日本経済を一段高い

成長軌道に乗せていく観点から、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が策定された。

○ 今回の総合経済対策では、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口の減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の5つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁関連では、

- ・ 資金繰り支援にとどまらない経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進、
- ・ 資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
- ・ 新しいNISA制度の開始に向けた周知・活用促進や「金融経済教育推進機構」の設立に向けた取組の推進など、資産所得倍増プランの推進、
- ・ スタートアップの資金調達に関する環境整備や、インパクト投資の推進に向けた「インパクトコンソーシアム」の設立、
- ・ 金融機関等におけるマネロン対策に必要な継続的顧客管理に係る国民の理解促進、

などの施策が盛り込まれている。

○ 対策に盛り込まれたいずれの施策も、現下の経済や金融の状況の中で、重要かつ早急に取り組んでいくべきものであり、金融庁としては、金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点を理解のうえ、各金融機関の理解・協力を今後、よろしくお願いしたい。

9. PRI（責任投資原則）への署名について

○ 9月末から10月初めにかけて、資産運用立国の実現に関連して、海外金融事業者を我が国に招致して情報発信を行うJapan Weeksを開催した。その一環として、PRIへの署名機関をはじめとするグローバルな投資家を招待して議論するイベントである「PRI in Person」が開催された。その際、岸田総理から、①責任投資の取組みをけん引するPRIへの署名機関が増えることに

対する期待が示されるとともに、②政府として所要の環境整備を行い、代表的な公的年金基金、少なくとも7基金(90兆円規模)が新たにPRIの署名に向けた作業を進めることが表明された。

- PRIへの署名、及びそれに沿ったサステナブルファイナンスへの取組みの重要性については、公的年金だけではなく、各企業年金においても妥当する話である。傘下の年金基金においても、PRI署名への前向きな検討をお願いしたい。

10. 証券会社等を騙った偽広告等への注意喚起について

- フィッシング対策の強化等について話があったが、関連・類似する話として、最近、証券会社や貴協会を騙った偽広告等の存在が確認されていると認識している。

偽広告等の典型的な内容は、

- ① 実在する企業・団体の名称等を使用し、
- ② 「今後高騰する株式銘柄の情報を入手できる」、「投資に関する書籍や資料
をプレゼントする」と持ち掛け、
- ③ リンク先へのアクセスやLINEアカウントの追加等を求めた上で、
- ④ 投資勧誘や金銭の支払いを誘導する

といったもので、いわば振り込め詐欺的なケースが確認されていると承知している。

- このような状況を踏まえ、先般、貴協会より当庁に対して、連携して注意喚起を行えないかとのお話をいただいたこともあり、11月13日、当庁ウェブサイトにおいて、こうした偽広告等に対する注意喚起を公表し、貴協会との相互リンクを貼って、同時に対応している。

※「証券会社や日本証券業協会を騙ったSNS上の偽広告等に注意！」

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/nisekoukoku.html>)

- 当庁としては、今後も貴協会や関係機関とも連携しつつ、偽広告等に起因する詐欺被害の防止に努めてまいりたい。

11. 証券会社を取り巻く足元の状況について

- 証券会社各社が公表した 2023 年度上期決算（4～9 月期）は、第 1 四半期に引き続き、マーケット環境の追い風もあり、総じて良好であったと認識している。
- 各社との対話においては、各社とも、厳しい競争環境に直面しつつも、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、短期的な収益確保を目指すのではなく、顧客本位の業務運営の確保と、自社の長期的な事業の安定性（持続可能なビジネスモデル）の確保に取り組んでいる旨をお伺いしている。
当庁としても、これらの取組みを引き続き継続していただきたいと考えている。
- 他方、最近、ファンドラップや投資信託の販売などが伸びているが、顧客の理解の上で、顧客の最善の利益を勘案した販売を徹底していても、とりわけ市場環境が大きく変化する局面では、顧客から営業店や営業担当者に対して相談等が寄せられることが多くなる。
それらに真摯に対応いただくとともに、顧客資産に大きな影響が生じる場合は、その状況等について迅速かつ丁寧な説明を行うなど、適切なフォローアップを行っていただきたい。
- 顧客本位の業務運営の確保と持続可能なビジネスモデルの確立に際しては、経営陣が率先して顧客や営業現場の声に真摯に耳を傾け、会社の隅々まで目を配っていただくことが肝要であると考えられる。
- 今後とも、各社における顧客本位の業務運営やビジネスモデルの確立に向けた取組みについて、深度ある対話を行わせていただきたい。

12. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 11 月 2 日に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大へ向けた施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」が盛り込まれた。
- レビキャリの足元の実績について述べると、大企業人材の登録者数が 2,000 人を突破し、マッチング件数については、10 月は新たに 8 件成約し、累計 43 件となり、着実に実績が伸びてきている。

- 金融庁としては、地域金融機関が仲介する、転籍や兼業・副業、出向といった多様な形での大企業人材のマッチングを推進していくので、引き続き協力をお願いしたい。

13. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR については、2023 年 6 月末の米ドルの一部テナーの公表終了をもって、全ての通貨・テナーのパネル LIBOR の公表が停止された。これを踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、2023 年 6 月末基準での「第 5 回 LIBOR 利用状況調査」を実施し、9 月 29 日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、パネルドル LIBOR 参照契約の移行対応は概ね完了しており、2023 年 6 月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、大部分の金融機関において既に対応方針は確定していることが確認された。また、シンセティックドル LIBOR の利用については、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用となるなど、限定的であることが確認された。
- 今回調査を含む全 5 回の LIBOR 利用状況調査の結果を踏まえれば、LIBOR からの移行対応全般が概ね完了したことを確認できたと言える。
- 金融庁としては、今回調査の結果を踏まえて、一部の金融機関が有する、対応方針が未確定の残存契約及び 2024 年 9 月末に公表停止が予定されているシンセティックドル LIBOR へ移行した契約の移行対応について、引き続き日本銀行と連携してモニタリングを行うとともに、その状況に応じた対応を促していく。該当契約を有する各金融機関においては、時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。

(以 上)